

お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「TOP MPD」2020年5月号に誤った掲載がありました。

深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

頁	科目	問	枝	誤	正
046	SA選択式 解説	8	(4)	妥当 枝文のとおり。なお、この場合の弁解録取作成書は刑訴法203条1項等に基づくものではない。したがって、引致場所に引致後に直ちに改めて弁解録取書を作成しなければならない。	妥当でない 当庁では、令和元年6月1日から、仮の弁解録取書手続の運用を取りやめることとなったので、枝文の内容が妥当でない。